

# 国家戦略特別区域 区域計画 (案)

## 目次

1. 東京圏	.....	1
2. 関西圏	.....	2
3. 養父市	.....	3
4. 福岡市・北九州市	.....	4
5. 仙台市	.....	5

## 東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

### 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

#### (13) 名称：国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業

内容：外国人家事支援人材の受入に係る出入国管理及び難民認定法の特例

(国家戦略特別区域法第16条の4に規定する国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業)

国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における特定機関の基準を満たす企業が、以下に掲げる地域において、女性の活躍推進や家事支援ニーズへ対応するため、外国人家事支援人材を受け入れる事業を実施する。

①・②（略）

③ 千葉市全域【平成31年6月を目途に実施】

(注) 特定機関の本社又は直営事業所が所在する区域は、千葉市又はこれに隣接する市町村若しくは東京都とする。外国人家事支援人材の住居を確保する区域は、千葉県又は東京都とする。

### 4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

#### (8) 事項：創業者の人材確保を支援するための人材流動化支援施設の設置

内容：創業者が行う事業の実施に必要な人材の確保を支援するため、創業者又は創業者に使用されることを希望する国の行政機関の職員、地方公共団体の職員、民間企業の従業員その他の者に対する採用又は就職の援助を行う「横浜市イノベーション人材交流促進センター」を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【平成31年度中に設置予定】

i) 設置主体：国及び横浜市

ii) 設置場所：横浜市内

iii) 実施体制：民間事業者への委託により、当該事業者が配置する人材と横浜市が連携して実施する。

iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。

- ・新たなビジネスを行う創業者等と、大企業等の専門的知見・スキルを有する人材のマッチング及び相談対応
- ・制度や創業者、人材交流の場等についての情報提供等

## 関西圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

### 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

#### (18) 名称：地域農畜産物利用促進事業

内容：農家レストラン設置に係る特例

(国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業)

以下に掲げる法人等が、自社や設置場所の存する市町村内において生産された農畜産物を活用し、農家レストランを設置する。

① ～③ (略)

④ 株式会社タネノチカラ（兵庫県淡路市）

設置場所：兵庫県淡路市内【平成31年度より実施】

### 4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

#### (3) 事項：革新的な医薬品の開発迅速化

内容：以下に掲げる医療機関が、革新的な医薬品の開発について、有望な創薬シーズを治験に円滑に橋渡しし、開発から承認・市販までのプロセスを迅速化することにより、日本発の革新的な医薬品の開発を促進し、医療イノベーションを強力に推進する。

① (略)

② 京都大学医学部附属病院（京都市左京区）【直ちに実施】

## 養父市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

### 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

#### (10) 名称：地域農畜産物利用促進事業

内容：農家レストラン設置に係る特例

（国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業）

以下に掲げる法人等が、自社や設置場所の存する市町村内において生産された農畜産物を活用し、農家レストランを設置する。

#### ① 中村傑（兵庫県養父市）

設置場所：兵庫県養父市内【平成31年度より実施】

福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(6) 名称：国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業

内容：創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例

（国家戦略特別区域法第19条の2に規定する国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業）

区域内において、以下に掲げる創業者（設立の日以後5年を経過していないもの）が行う事業の実施に必要な人材であって、国家公務員としての経験を有するものの確保を支援する。【直ちに実施】

①～⑧ （略）

⑨ 株式会社 YOUI（福岡市中央区、平成29年5月1日設立）

## 仙台市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

### 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

#### （4）名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

（国家戦略特別区域法第17条に規定する国家戦略道路占用事業）

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の地域団体が、それぞれの公道に各施設等を設置することにより、地域の賑わい創出や起業促進を図る。

本事業に係る施設等の種類及び当該施設等を設ける道路の区域は、①の区域においては国家戦略特別区域法施行令第19条第5号の施設等、②の区域においては同条第1号及び第3号の施設等とする。

（事業実施の際は、清掃活動、迂回路等の交通案内、自転車マナーの啓発 などの措置を併せて講ずる。）

#### ① 仙台市中心部商店街活性化協議会

・東一番丁線、青葉山線、中央通線、国道286号及び青葉通線（別紙1）

#### ② （略）